

学校における働き方改革取組方針

令和5年4月改定

庄原市教育委員会

はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに激しく変化する社会を生き抜くための資質・能力を身につけることが求められている。

本市においても、情報化やグローバル化、少子高齢化がますます進み、急激に変化する社会環境となっており、ふるさと庄原の学びや体験を基盤とした力が、どこにいても、どのような状況にあっても、心の支えとなり、原動力となるような教育を創造している。また、未来を切り拓く新たな価値を創り出し、課題解決や目標達成に向けて果敢に挑戦する、さらに乗り越えようとする姿勢を培う教育活動を推進している。

また、令和2年、新型コロナウイルス感染症による脅威が世界中に広まり、感染症防止に向けて、新しい生活様式を踏まえた日常生活が始まった。これまでの取組に様々な制約がある中で、「どうしたらできるか」「工夫してやってみる」ということを基本に考え、現状を改善しながら前に進む姿勢が求められている。

これらの取組を進める中で、教員に求められる役割や期待は大きく膨らみ、教員の業務は多様化、肥大化している状況にある。このような状況を鑑み、教員としての専門性を生かしながら、授業やその準備に集中できる時間、教員自らの専門性を高める研修の時間、児童生徒と向き合う時間などを確保・取り組むことによって、児童生徒に対して、より効果的な教育活動ができるよう、教員の健康管理や、やりがい、魅力を確保しつつ、個々の取組を見直し、学校の業務改善を図る取組を進めてきた。こうした取組により、一定の成果が見られる一方、教員の長時間にわたる在校等時間の抜本的な解消には至っていない。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速する中、本市教育委員会としても、学校における働き方改革を一層推進するため、本取組方針を策定し、引き続き、改善が進むよう取組を進める。

1 取組方針の策定の趣旨

教員は、一人一人の児童生徒に力をつけるため、教材研究等を意欲的に行い、授業や学校行事等の取組の充実を図ってきてているが、これらのこと以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化や、地域や保護者等からの意見・要望への対応など、教員に求められる役割が肥大化しており、こうした状況が教員の在校等時間増大の要因になっていると考えられる。

教員の勤務時間等の改善に向け、本市においても、文部科学省から示された「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」や広島県教育委員会から示された「学校における働き方改革取組方針」を参考にしながら、令和元年5月に取組方針を策定し、庄原市立学校における働き方改革を推進してきている。

一方で、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、令和2年1月には、ガイドラインが法的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として示された。また、広島県教育委員会においても、「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部が改正されるとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において在校等時間の上限が定められた。

上記の国、県の動きを踏まえ、本市においても、令和2年3月に「庄原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、取組を推進してきた。引き続き、取組状況を検証するとともに、本取組方針を見直し、教員が勤務しやすい環境の整備、管理職を中心とした組織的な学校体制の構築、教員一人一人の働き方に対する意識改革の醸成など、働き方改革を推進する。

2 令和4年度の取組状況

「働き方改革」の具体については、令和4年度も「市教育委員会が取り組むこと」と「学校が取り組むこと」に分け、取組を進めた。

市教育委員会においては、引き続き、市主催研修会の見直し、働き方改革に係る研修や校長面談の実施、週2日の部活動休養日の設定、夏季一斉閉学の実施、教職員のストレスチェック実施、学校への送付文書の精選、教職員個々の在校等時間の実態把握など実施した。

また、各学校においても、継続して取り組んだこととして、計画的・効率的な業務遂行に向けた取組、週1日の定時退校日の取組、週休日出勤の縮減、教職員

個々の退校時刻の設定、日課の見直し、学校行事等の精選、学校の開錠時刻・施錠時刻の見直しなどがある。

そのような取組の中、令和4年度（2月まで）、教職員の勤務時間外の在校等時間の月平均は、小学校32時間58分、中学校50時間08分であった。勤務時間外の在校等時間が1か月当たり45時間以下の教職員の割合は、小学校81.1%、中学校45.7%、80時間以上の教職員の割合は、小学校0%、中学校10.3%であった。

令和2年度から3年度は一斉臨時休業等とした月数があることから、単純な比較はできないが、令和4年度と令和元年度の4月から2月までの各学校における勤務時間外の在校等時間の平均を比較すると、小学校においては、ほとんどの学校で在校等時間の減少が見られ、全小学校の平均が45時間以下であった。一方、中学校においても7校中全ての学校で在校等時間の減少が見られたが、全ての学校の平均が45時間以下とはならなかった。

学習指導要領が改訂され、新しい教育内容への対応が求められていること、新規採用者をはじめ、若年層教員が増加し、教材研究や生徒指導、学級経営等に係る指導や助言、研修が必要であること、保護者対応に困難を要する場合が増加していること等の実態があるが、小中学校ともに、計画的・効率的な取組を心がけて実践を行っており、全体として改善傾向にある。また、中学校においては、部活動の指導、生徒指導上の諸問題への対応、保護者対応などにより、在校等時間が長くなっている教員がいるものの、その割合は減少してきている。

【勤務時間外在校等時間の月平均】

※4月から2月の状況

	月ごとの平均時間		45時間以下の教職員の割合		80時間以上の教職員の割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和4年度	32時間53分	50時間08分	81.1%	45.7%	0%	10.3%
令和3年度	34時間34分	47時間40分	76.5%	48.7%	0%	2.5%
令和2年度	34時間22分	48時間20分	81.3%	41.0%	0.4%	5.1%
令和元年度	39時間31分	54時間47分	68.9%	27.8%	0%	8.7%

3 期間

令和5年度から当面の期間

4 在校等時間の目標（上限等）

（1）在校等時間

次のア及びイに掲げる時間から、ウ及びエに掲げる時間を除いた時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。（休憩時間は、勤務時間の割り振りの中で確保しているが、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間がある場合、その時間も含む。）

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

（2）上限時間

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間について、次のア又はイに掲げる時間の上限の範囲内となるよう努力する。

ア 原則

（ア）1年について 360 時間以下

（イ）1か月について 45 時間以下

イ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合、アにかかわらず、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

（ア）1年について 720 時間以下

（イ）1か月について 100 時間未満

（ウ）1年のうち1か月において 45 時間を超える月数について 6 月以下

（エ）連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について 80 時間以下

5 取組内容

（1）学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 支援員・講師等の配置

教員の業務を補助する支援員・講師等を引き続き配置することにより、学校の円滑な運営を支援する。

- 学校司書
 - 特別支援教育支援員
 - 教科指導に係る非常勤講師
 - 学校支援員
- イ 校務支援システム等 I C T の活用促進
児童生徒の学籍、出欠席、成績処理などの情報を統合的に管理する校務支援システムの効率的な運用を図る。また、その他 I C T 機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。
- ウ 各種計画、事業、調査・照会等の見直し
(ア) 学校が作成する各種計画や市教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。
(イ) 新たな業務を付加する場合には、過度な内容等とならないよう配慮する。
- エ 研修の見直し等
教員のニーズや関心、教育実践の成果、課題等の視点を踏まえ、効果的な研修の在り方や精選、実施時期などの見直しを進める。
- オ 教材・学習指導案等の共有化
学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに、全市的な教材・学習指導案等の共有の仕組みづくりの検討を進める。
- カ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
児童生徒が取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ派遣や、各学校からの要請に応じて支援が必要な児童生徒に係り専門家による巡回相談を行う。
- キ 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進
(ア) 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。
(イ) 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の業務軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

(2) 部活動指導に係る教員の指導のあり方

- ア 適切な休養日の設定、活動時間の徹底
市教育委員会が示した「部活動の方針」を踏まえ、部活動休養日や活動時間の見直し・改善を図る。
- イ 外部人材を活用した取組

各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材の確保・活用に努める。

ウ 効果的な練習方法等の研修の実施

県が主催する研修会へ、教員の積極的参加を促す。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

ア 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

(ア) 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

(イ) 校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を進める。

(ウ) 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。

(エ) 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

イ マネジメント研修の充実

管理職研修等において、カリキュラム・マネジメントや組織マネジメントに関する研修の充実を図る。

ウ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

ア 学校における勤務時間管理の徹底

(ア) 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、勤務時間管理表等を活用し、教職員・管理職・市教育委員会が勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。

(イ) 全教職員が、勤務時間管理表に、毎日、在校等時間の開始時刻・終了時刻を確実に入力する。

(ウ) 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

(エ) 市教育委員会は、心身の健康問題についての相談窓口を設置するとともに、勤務時間が一定時間を越える教職員に対して、必要に応じ、管理職及び該当職員と面談する。

イ 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

ウ 一斉閉庁期間の設定

(ア) 8月のいわゆるお盆前後を夏季一斉閉庁日として設定する。

(イ) 一斉閉庁期間の延長や、夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

エ 教職員の働き方に対する意識改革

(ア) 教職員が毎日、在校等時間の開始時刻・終了時刻を入力することで自分自身の勤務時間を管理するとともに、各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を設定することなどを通じて、長時間にわたる在校等時間の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

(イ) 日常的に業務改善に係る取組を出し合ったり、研修や会議等の設定時間を改善したりするなど、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。

オ 持ち帰り業務

持ち帰り業務については、在校等時間に含まれるものではないが、本来、在校中に行うべき業務を持ち帰り、行わないことが原則である。上限時間を探るために、持ち帰り業務が増加することのないように努める。

6 フォローアップ

取組の着実な推進を図るため、勤務実態把握や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、隨時方針の見直しを行う。